

蓼科地区 土砂災害警戒区域等の 指定に関する住民説明会の開催について

県では、土砂災害防止法という法律に基づき、住民の皆様の生命を土砂災害から守るため、立科町の蓼科地区を平成23～24年に、土砂災害が発生した場合に被害を受けるおそれのある区域の調査を進めてきました。

今後土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定してまいります。

つきましては下記により住民説明会を開催し、内容についてご説明申し上げますので、多くの皆様にご出席いただきますようご案内いたします。

なお、説明会では対象地区を定めておりますが、ご都合が悪い場合は、他地区の説明会に出席されても構いません。

対象地区(概ね)

開催日時及び場所

日時	1回目	7月25日(木)	14時～	桐蔭寮バス停より北側
	2回目	7月30日(火)	14時～	桐蔭寮バス停より南側
場所	白樺高原総合観光センター 3階会議室			

どのように警戒区域が指定されるのですか

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で、土砂災害のおそれがある区域を「土砂災害警戒区域」に、その中でも住民に大きな被害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定〈土砂災害のおそれがある区域〉

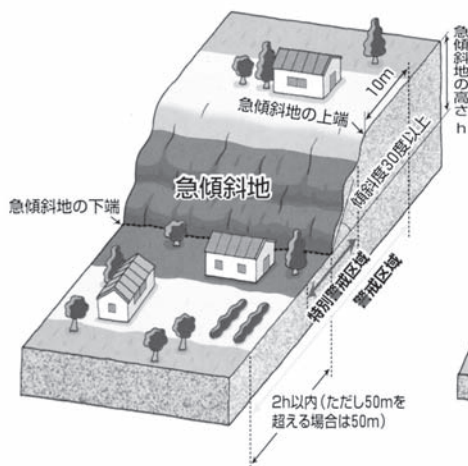
土砂災害特別警戒区域

〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が区域指定の対象となります

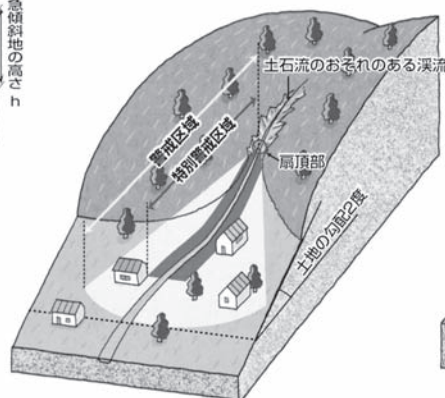
がけ崩れ

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体になって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

